



2018-19年度
国際ロータリー会長
バリー・ラシン

Weekly Report Niigata



2018～19 年度
新潟ロータリークラブ会長
若槻 良宏



インスピレーションになろう

国際ロータリー
2018-19 年度テーマ

インスピレーションになろう

新潟 RC 5 月第 3 例会 (2019.5.21) No.3282

(1) ロータリーソング「我らの生業」斉唱

(2) 若槻 良宏会長挨拶

皆様こんにちは。本日は法務に関するお話をさせていただきます。以前、民法の債権法分野が約120年ぶりに大改正されたというお話をしましたが、家族に関わる民法の相続法分野についても、昨年、約40年ぶりの大改正が行われました。今月は家族月間ではありませんが、ロータリーの綱領によりますと、ロータリアンは個人生活においても常に奉仕の理想を適用するとありますので、改正の要点をお話させていただきたいと存じます。

まず、今回の改正の背景には、嫡出でない子(いわゆる婚外子)の相続分を、嫡出子の2分の1とする民法(相続法)の規定が憲法14条に違反する旨の最高裁の判断(平成25年9月4日決定)がありました。①夫婦及びその間の子を含む婚姻共同体の尊重に重きをおくか、それとも、②個人の尊重(子を個人として尊重)に重きをおくかの対立軸でした。最高裁はこれまで上記規定は憲法14条には違反しないとしていましたが、平成13年7月に相続が発生した事案において、国民の意識の変化や国際的環境の変化等を理由に、嫡出子と非嫡出子との差異は憲法14条に違反するとしてきました。この決定を受けて平成25年12月に民法が改正され、差異は撤廃されました。その際の改正審議において、「婚姻共同体の尊重」が議論になり、配偶者の保護を図るべきとの意見が出されました。そこで、子を個人として尊重しつつ、婚姻共同体を尊重し、配偶者の保護を図るべく、民法(相続法)の改正が検討されることになりました。

その結果、平成30年7月に民法(相続法)が改正されるに至りました。したがって、改正の要点としては、まず、配偶者の保護を図るための規定の新設が挙げられます。

まず、配偶者居住権の新設です。これは、配偶者の居住

建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者にその使用を認める法定の権利(配偶者居住権)を創設するものです。

配偶者居住権は、遺産分割や遺言により取得することができます。ポイントは、①配偶者居住権が認められれば、配偶者は建物の所有権を取得せずとも、建物に無償で住み続けることができること、②配偶者居住権の価値は、建物敷地の価値から負担付き所有権の価値で算出されるため、取得が容易になることです。具体例で説明しますと、相続財産として、居住用土地建物5000万円と現預金3000万円があったとします。配偶者と子の相続分は同じ(2分の1ずつ)ですので、配偶者は居住用土地建物の所有権を単独では取得できず、その結果、今後の生活が脅かされてしまうおそれが生じます。これに対し、配偶者居住権が認められますと、居住用建物の評価は、例えば、負担付所有権3000万円と配偶者居住権2000万円に分属されますので、評価額にもよりますが、配偶者居住権を自己の相続分の範囲内で取得できる可能性が高まります。より負担の少ない方法で、配偶者の永続的な居住権を確保することができるようになります。

次に、配偶者短期居住権の新設です。これは、配偶者が相続開始の時に遺産に属する建物に居住していた場合には、遺産分割が終了するまでの間、無償でその居住建物を使用できるというものです。これは、配偶者の短期的な居住権を確保するための制度になります。

配偶者居住権、配偶者短期居住権の規定は、2020年4月1日から施行されることとなります。

配偶者を大切にしようという趣旨の改正ですので、必要に応じて、ご活用いただければと存じます。

(3) 新会員の紹介



(株)信和商会
代表取締役 土田 克則君
紹介者 若槻 良宏君
所属委員会 親睦委員会

(株)信和商会の土田克則と申します。この度は、新潟ロータリークラブに入会させていただきありがとうございます。昭和46年生まれで今年48歳になります。飼料販売業の三代目だったのですが、一昨年、事業譲渡しましたので、現在は、事業らしい事業がない会社の社長をやっています。10年ほど前に中小企業診断士の資格を取得し、5年前に診断士の仲間と(株)にいがた事業承継サポート室というコンサルティング会社を設立いたしました。最近、その会社の活動が主体となっております。由緒正しき新潟ロータリークラブとは一生縁がないと思っていましたが、(株)ウオシヨクの宇尾野社長と若槻先生からご推薦をいただき入会させていただきました。自分みたいな人間で大丈夫なのか？と心配しておりますが、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。

・塚田 正幸君 今日の卓話の講師は新潟ロータリークラブ会長ですが私の二男の塚田 忠幸です。一昨年7月にローターアクトに入会して今年の6月で卒業です。2年間の在籍で会長職というロータリークラブではあり得ない事ですが、本人なりに努力してアクトメンバーと楽しんでいるようです。今日私は気楽に卓話を聴く立場ですが、何となく落ち着きません。親子で昼例会に出席するという滅多に無いことにニコニコします。

(6) 幹事報告 (大澤 強)

・例会終了後、新会員オリエンテーションを2階「シーエン」で開催致します。

(7) 新潟RAC活動報告

新潟ロータリーアクトクラブ 塚田 忠幸会長

(8) 5月21日例会の出席率 77.38%

会員数 91名 (出席免除会員 9名)

出席者 65名 (出席免除会員 2名を含む)

(2週間前メーク後 88.37%)

6月4日の例会予定

卓話「人を育てるコミュニケーション」

福田ハウジング株式会社

代表取締役 木津広美 氏

新潟ロータリークラブホームページアドレス

<http://www.niigatarc.jp/>

(4) 各種ご寄付の発表

ロータリー財団寄付発表(本多 晃委員)

塚田 正幸君 仙石 正和君

今井 政人君

米山奨学会寄付発表(高木 言芳委員)

塚田 正幸君 本間 剛三君

細野 義彦君 本多 晃君

樋熊 紀雄君

青少年育成基金寄付発表(池上 茂樹委員)

池上 茂樹君 細野 義彦君

本間 彊君 沖 和之君

松本 康宏君 津久井勝之君

塚田 正幸君

(5) ニコニコボックス紹介 (渡辺 雅美委員)

・若槻 良宏君 土田克則さんの入会をお祝いしてニコニコします。

・本間 彊君 フランスへ旅してきました。総員40名で充実した楽しいナント市訪問でした。団長として無事に帰ってこられたことを感謝します。